

平成20年7月1日
金 融 庁

足利銀行に係る特別危機管理の終了について
－ 金融担当大臣談話 －

本日、足利銀行の全株式が預金保険機構から足利ホールディングスに譲渡され、これにより足利銀行に係る預金保険法に基づく特別危機管理が終了し、同行は通常の地域銀行としてスタートすることとなる。

野村・ネクストグループ^(※)及び足利ホールディングスにおいては、足利銀行が、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を持続的、継続的に発揮できるよう、株主として適切なガバナンスを確保されることを期待したい。

金融庁としては、足利銀行が今後とも地域における金融仲介機能を十全に発揮するとともに、健全な業務運営が行われるよう、事業計画の実施状況のフォローアップや足利ホールディングス及び足利銀行に対する適切な監督を行ってまいりたい。

() 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社及びネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合